



締切堤防と中央管理事務所

電話番号のお知らせ (直通)

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般(賦課徴収含む) Eメール: kojimawan_main@chive.ocn.ne.jp
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 (086)262-0180(アナログ回線) 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般(藤田用排水機場関係) 藤田用水管理事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般(工事関係)
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	(086)263-5244 (FAX) (086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

臨時総代会挨拶	2
臨時総代会開催	3
平成31年度一般会計決算状況	4
平成31年度藤田用水決算状況	5
平成31年度操作作業決算状況	5
土地改良区の財産状況	6
平成31年度土地改良事業実績	7
令和3年度藤田用水配水計画について	8
地区及び組合員の状況	11
国営総合農地防災事業について	11
総代選挙結果について	12
児島湾土地改良区新事務所について	13
ゴミの投棄をなくしましょう	13
特集記事(児島湾締切堤防について)	14
組合員の皆様へのお願い	15
転用等、地区除外に伴う決済金	16

「令和 2 年度 第 1 回臨時総代会 理事長挨拶」

令和 2 年 10 月 9 日

理事長 宮 武 博



令和 2 年度第 1 回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、本日の臨時総代会は昨今のコロナウイルス感染症拡散防止対策の観点から通常開催ではなく書面での議決といたしました。本来であれば、総代の皆様にお集まりいただき広く意見を頂くべきところですが、やむをえない事情であることをご理解頂きご了承頂きたく存じます。中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症はまたたく間に国境をこえて世界中へ拡散しました。現代社会における人、物の国境を越えた自由な往来が災いしたもので、自由に世界中どこへでもいける良

い時代になった反面、感染症などの病気は、発生場所に留まることなく人の移動と共に世界中へ拡散することとなります。今回の新型コロナウイルス感染症の収束もまだ実現していませんが、このような事態は、今後もウイルスの種類を変えて起こり続ける可能性が大きくウイルス感染症は人類の新たな脅威として世界中の人々が認知することとなりました。そんな中、本年予定されていた各種スポーツなどの競技会も次々と中止が決定されました。

ほぼ半世紀ぶり日本での夏季オリンピックは一年延期が決まり、春夏甲子園、高校総体などは全て中止となり、努力の成果を発揮する場を失った競技者の絶望感・喪失感はいかばかりでしょう。目標として確実にあるべきだった未来がなくなってしまう、誰も想像すらできなかった残酷な現実を当事者のみならずすべての人が受け止める一年となってしまいました。そして自然災害も又、あるべき未来を一瞬にして奪い去ります。ここ数年毎年のように日本各地を襲う集中豪雨は、地球温暖化が原因といわれています。地球の温暖化がどのような要因で起きているのかは諸説あるようですが、日本の気候が変化している事だけは誰の目にも明らかです。

異常な雨の降り方は、これまでの経験が通用しないレベルに達しており排水ポンプの能力を超える可能性も十分にあり危惧しているところです。一方、当地区の用排水の根幹を支える基幹施設である児島湾締切堤防は本年度、国営総合農地防災事業による耐震化対策工事に着手し潮止工区で 40 メートルの工事が予定されているところであり、締切堤防により湖内の水位を低位に保ちポンプ場により用排水の管理を行っている当地にとって双方ともに重要施設であり健全な管理運営は必須であります。

近年、気象に関する報道では「これまでにない」と云った言葉を頻繁に聞くようになってきました。本年ももうしばらく台風シーズンが続きます。厳重な警戒と同時に現在ある施設の維持管理を徹底し万全を尽し農家組合員の付託に応えるべく全力を尽くして参る所存でございます。総代の皆様には、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。以上簡単ではございますが本総代会でのご挨拶とさせていただきます。

◇令和 2 年度第 1 回臨時総代会の開催について

令和 2 年度第 1 回臨時総代会が、令和 2 年 10 月 9 日（金）本土地改良区 4 階大会議室において開催されました。今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面議決により採決が行われ、議長には「片山敬史」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、13 議案が賛成多数で原案のとおり承認および可決されました。提出議案は次のとおりです。

I. 議案

- 議案第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う書面議決の導入について
- 議案第 2 号 平成 31 年度事業報告の承認について
- 議案第 3 号 平成 31 年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 4 号 平成 31 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 5 号 令和 2 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 6 号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 7 号 令和 2 年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 8 号 令和 2 年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 2 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第 10 号 令和 2 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支補正予算の議決について
- 議案第 11 号 総代会にかかる総代の書面議決及び代理人議決制度の一部制限に関する議決について
- 議案第 12 号 財産取得の議決について
- 議案第 13 号 財産取得にかかる備荒基金の一部取崩しに関する議決について

II. その他

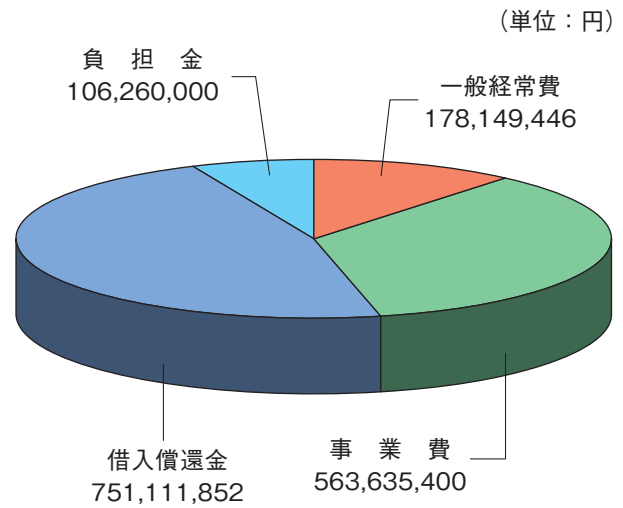
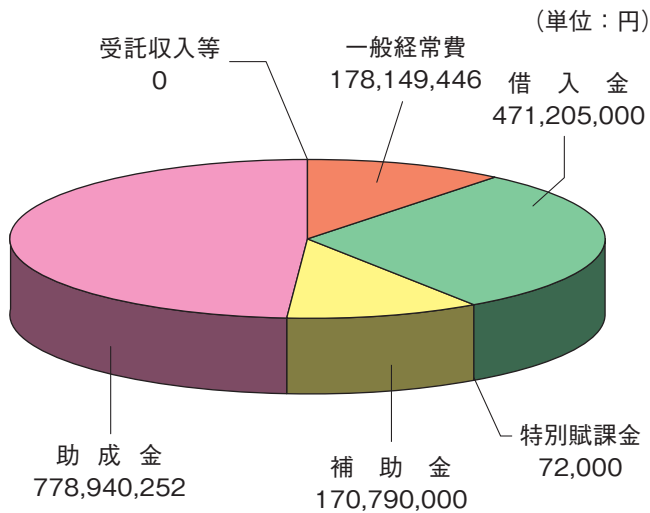
児島湾土地改良区の平成 31 年度の業務及び財産の状況等について、令和 2 年 2 月 13 日に中間監査、令和 2 年 8 月 4 日～6 日の 3 日間にわたり決算監査を実施した結果、適正であると認め、同年 10 月 9 日開催の第 1 回臨時総代会において同内容を総括監事が報告しました。

◇平成31年度一般会計決算について

【一般会計】

収入合計 1,599,156,698円

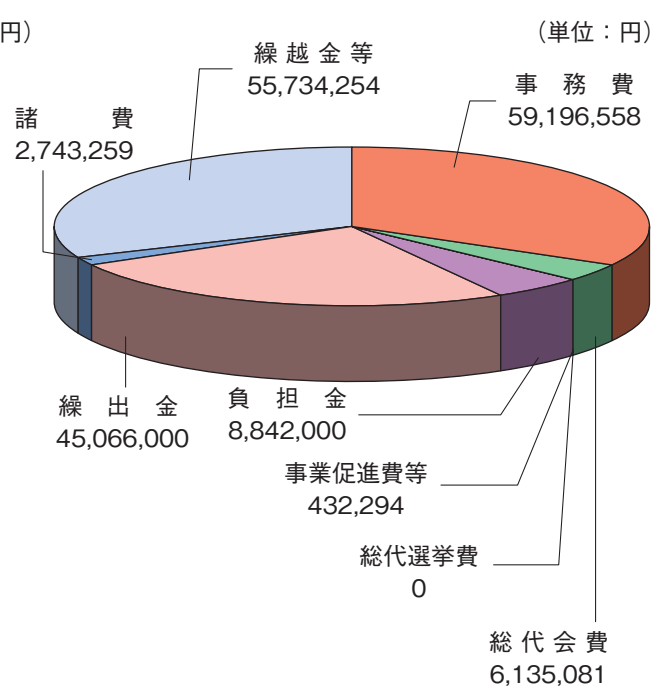
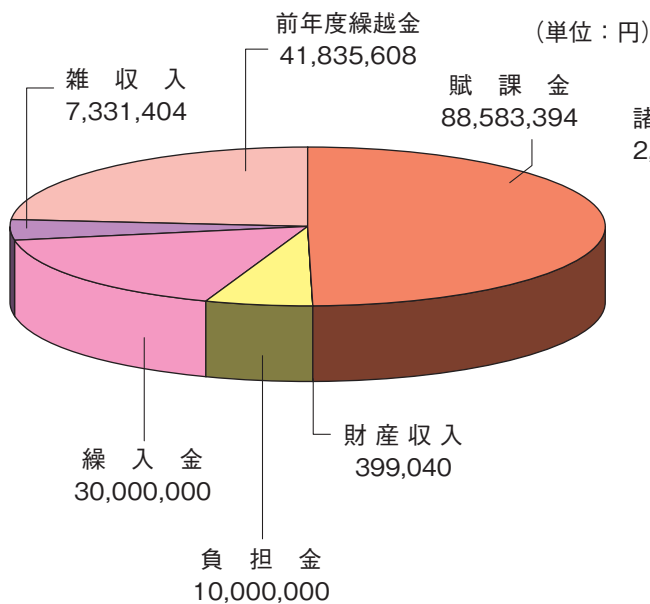
支出合計 1,599,156,698円



【一般経常費の内訳】

収入合計 178,149,446円

支出合計 178,149,446円



◇平成31年度藤田用水管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	469,558
作業受託収入	78,754,647
管理賦課金	13,323,042
繰入金	1,600,000
雑収入	1,448,836
合 計	95,596,083

[支出]

(単位：円)

科 目	基幹水利施設	藤田用水	そ の 他
点検整備費	1,132,660	54,000	
施設管理費	27,992,823	7,920,000	
施設費	1,187,896	931,243	
調査費	257,125		
諸油脂費	105,068	66,500	
整備補修費	8,543,440	1,632,400	
電力費	36,711,505	1,764,221	
諸 費	1,294,404	464,698	684,491
整備積立金		2,061,381	
消費税	1,529,726	28,651	
小 計	78,754,647	14,923,094	684,491
次年度繰越金			1,233,851
合 計			95,596,083

◇平成31年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,833,233
作業受託収入	357,790,000
雑収入	1,316,040
繰入金	0
計	361,939,273

収入支出差引残額 金3,022,734円は、
令和2年度に繰り越す。

[支出]

(単位：円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	そ の 他	計
点検整備費	1,327,024	6,105,237			7,432,261
施設管理費	105,609,324	22,247,972			127,857,296
施設費	6,051,024	7,093,853	13,231,337		26,376,214
調査費	94,501				94,501
諸油脂費	152,742	582,605			735,347
整備補修費	0	117,555,180			117,555,180
電力費	5,821,131	61,879,449		927,089	68,627,669
消費税				9,111,532	9,111,532
諸 費				1,126,539	1,126,539
計	119,055,746	215,464,296	13,231,337	11,165,160	358,916,539

◇平成31年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。

(令和 2 年 5 月 31 日 調製)

摘 要	金 額
(資 産)	(円)
流 動 資 産	97,593,632
現金及び預金	97,593,632
一般会計	55,729,704
開発行為等同意協力金特別会計	40,630,077
藤田用水管理事業特別会計	1,233,851
未 収 入 金	636,940
未収賦課金	636,940
特 定 資 産	888,569,975
賦課金軽減基金見返預金	200,000,000
備荒基金見返預金	173,135,546
賦課金調整基金見返預金	284,470,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金見返預金	127,087,878
農地転用決済金見返預金	72,588,481
県営事業賦課金見返預金	19,327
国営事業補償工事見返預金	19,289,949
藤田用水整備積立金見返預金	11,978,076
固 定 資 産	107,456,688
土 地	12,365,000
建 物	83,738,513
備 品	11,052,975
出 資 金	300,200
資 産 合 計	1,094,257,235
(負 債)	(円)
長 期 負 債	5,954,681,378
借 入 金	5,954,681,378
そ の 他 負 債	888,569,975
賦課金軽減基金	200,000,000
備 荒 基 金	173,135,546
賦課金調整基金	284,470,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金	127,087,878
農地転用決済金	72,588,481
県営事業賦課金	19,327
国営事業補償工事	19,289,949
藤田用水整備積立金	11,978,076
負 債 合 計	6,843,251,353

◇平成31年度土地改良事業実績について

平成31年度土地改良事業は下記の各種土地改良事業を、合計34地区 事業費528,280千円で実施しました。

◎農業基盤整備促進事業

(1)農業用排水施設 3地区 115,900千円

地区名	北七区6条2の2、北七区8条、西七区5条2
-----	-----------------------

◎農地耕作条件改善事業

(1)農業用排水施設 4地区 201,000千円

地区名	西七区2条2、西七区支線79号、西七区支線123号、西七区支線125号
-----	-------------------------------------

◎小規模土地改良事業

(1)かんがい排水 2地区 20,380千円

地区名	西七区4号、西七区6号
-----	-------------

◎非補助土地改良事業

(1)農道舗装 1地区 2,400千円

地区名	大曲舗装2
-----	-------

(2)かんがい排水 23地区 187,000千円

地区名	東畦22樋門、内尾南、錦沖4南2、錦東32樋門、錦中34-1樋門、 錦六区悪水縦3樋門、都沖5樋門、西七区支線16号、西七区支線39号、 西七区支線51号、西七区支線102号、西七区支線116号、西七区支線128号、 北七区支線6号、北七区支線30号、北七区支線66号、北七区支線75号、 北七区支線82号、沖2-2樋門、丘1宗津川樋門、宗津東町3番川、 宗津西町3番川、宗津西町8番川
-----	--

(3)維持管理 1地区 1,600千円

地区名	藤田用水維持管理4
-----	-----------

令和 3 年度 藤田用水配水計画

令和 3 年度の藤田用水配水計画を下記のとおり策定したので、ご承知いただくとともに、ご協力をお願いします。

第 1 章 取水の基本事項

(取水口の位置)

第 1 条 藤田用水における取水口の位置は、次のとおりとする。

藤田用排水機場 岡山市南区藤田 7 1 7 - 6 番地先 (笹ヶ瀬川右岸)

大曲用排水機場 岡山市南区藤田 1 4 8 - 2 番地先 (丙川右岸)

(取水量)

第 2 条 取水量は、次の表のとおりとする。

区 分	最 大 取 水 量				年間総取水量
	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期		
	6月11日から 6月25日まで	6月26日から 10月20日まで	10月21日から 5月31日まで	6月1日から 6月10日まで	
藤 田 用排水機場	4.312m ³ /s	4.003m ³ /s	0.165m ³ /s	2.080m ³ /s	38,536千m ³
大 曲 用排水機場	2.000m ³ /s	1.856m ³ /s	—	1.018m ³ /s	16,564千m ³
合 計	6.312m ³ /s	5.859m ³ /s	0.165m ³ /s	3.098m ³ /s	55,100千m ³

上記の取水は、児島湖により確保される流水が利用されるものとする。

第 2 章 各配水地区への配水量及び配水期間

(配水地区及び配水ブロック)

第 3 条 藤田用水の配水地区及び配水ブロックは別紙 1 に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第 4 条 配水地区への配水量及び配水期間は、別紙 2 のとおりとする。また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

(配水ブロックの代表者)

第 5 条 各配水ブロックの代表者は、別紙 2 のとおりとする。

第 3 章 その他

(関係機関)

第 6 条 藤田用水の利水調整に係る関係機関は下記のとおりとする。

- (1) 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所
- (2) 岡山県備前県民局 農林水産事業部 農地農村計画課
- (3) 岡山市南区役所農林水産振興課

以 上

(別紙 1) 藤田用水配水地区及び配水ブロック図



(別紙 2) 配水量及び配水期間、配水ブロックの代表者

国営分水工				県営分水工		国営分水工				県営分水工		
地区名	国営分水工 (幹線)	6月11日～ 6月25日	6月26日～ 10月20日	配水 ブロック (支線)	ブロック代表者	地区名	国営分水工 (幹線)	6月11日～ 6月25日	6月26日～ 10月20日	配水 ブロック (支線)	ブロック代表者	
藤田錦六区	C-1	(m ³ /s) 0.642	(m ³ /s) 0.605	11		藤田都六区	C-6	(m ³ /s) 0.621	(m ³ /s) 0.585	1		
				12						2		
				13						3		
				14						7		
				15						8		
				16						9		
				17						14		
				18						15		
				19						16		
	藤田錦六区	C-2	0.711	0.671	1		藤田都六区	C-7	0.550	0.518	17	
					2						1	
					3						2	
					4						3	
					5						4	
					6						5	
					7						6	
					8						7	
					9						8	
					10							
藤田錦	C-3	0.344	0.325	1		藤田都	C-8	0.682	0.643	1		
				2						2		
				3						3		
				4						4		
				5						5		
				6						6		
	藤田錦	C-4	0.589	0.555	1		藤田都	C-8	0.682	0.643	7	
					2						8	
					3						9	
					4						10	
					5						11	
					6							
					7							
					8							
藤田都六区	C-5	0.558	0.526	4		藤田大曲	C-9	0.629	0.593	1		
				5						2		
				6						3		
				10						4		
				11						5		
				12						6		
				13						7		
				18						8		
				19						9		
										10		

◎令和 3 年度の配水ブロックの代表者は、未定であるため空白とする。

◇地区及び組合員の状況（平成31年度末）

令和 2 年 5 月 31 日 調製

	属 地 に よ る 区 分	H31年度末地積	H31年度末組合員数
第 1 区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝）	2,707,269㎡	348人
第 2 区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,418,194	383
第 3 区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,925,451	507
第 4 区	岡山市南区（西七区、北七区）	7,104,373	336
第 5 区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松）	1,218,890	311
第 6 区	岡山市南区（東畦、内尾）	4,294,111	516
第 7 区	岡山市南区（中畦）	3,634,636	261
第 8 区	岡山市南区（曾根、西畦）	3,905,218	319
第 9 区	岡山市南区藤田（大曲、都）	4,730,424	311
第 10 区	岡山市南区藤田（錦）	2,247,852	200
第 11 区	岡山市南区藤田（都六区、錦六区）	6,538,716	429
	計	43,725,134㎡	3,921人

◇平成31年度農地転用状況

岡山市南区	104件	44,466.69㎡
倉敷市	0件	0㎡
玉野市	3件	1,622.00㎡
	107件	46,088.69㎡

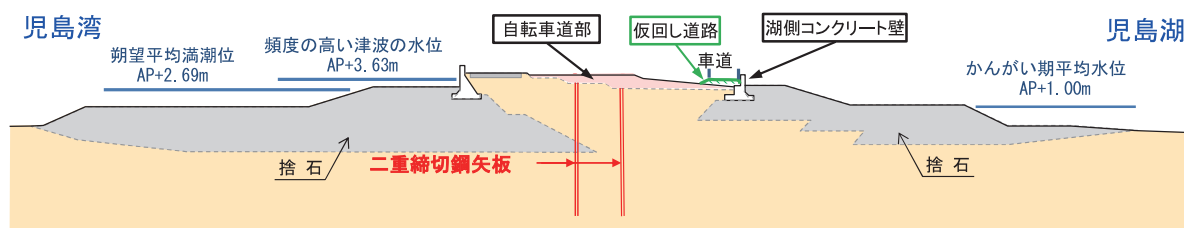
児島湾締切堤防の耐震工事を開始します

令和元年度から事業着手した国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の耐震工事を本年度から開始します。

本年度（令和 2 年 11 月～令和 3 年 3 月）は、締切堤防（堤体）に二重締切鋼矢板を 2 箇所に分けて約 40m 設置します。

鋼矢板の設置は自転車道部であるため、工事中も自転車や歩行者が安全に通行できるよう湖側コンクリート壁横に仮回し道路を設置します。

なお、仮回し道路には転落防止柵や照明を設置しますが、現道取付部が屈折し見通しが悪くなりますので、通行には十分気を付けていただきますよう、お願いいたします。



●問い合わせ 中国四国農政局 岡山南土地改良建設事業所（旧：児島湾沿岸農地防災事業所） ☎086-236-6240

◇第18期総代選挙の結果について

令和 2 年 7 月 8 日に、土地改良法に基づく総代選挙が執行されました。この選挙は任期満了によるもので、無投票で次の方々が当選されました。任期は、令和 2 年 8 月 2 日から令和 6 年 8 月 1 日までの 4 年間です。(定数 80 名)

選挙区	番号	氏名	住所	選挙区	番号	氏名	住所
第1区 定数 6名 岡山市南区 浦安本町 浦安西町 浦安南町 南輝	1	お尾 ぜに すすむ 進	岡山市南区浦安西町	第7区 定数 6名 岡山市南区 中畦	41	か 加 納 しん 一 信	岡山市南区内尾
	2	こん だ たくみ 悟	岡山市南区浦安南町		42	まし 岸 もと たくみ 巧	岡山市南区内尾
	3	たなか はる晴 お 男	岡山市南区浦安西町		43	さ 佐 とう 藤 一 郎	岡山市南区内尾
	4	ど とう まさ政 お 男	岡山市南区浦安本町		44	とく 徳 やま おき 修	岡山市南区内尾
	5	なか た つかむ 勉	岡山市南区浦安本町		45	はやし 林 よし 義 巳	岡山市南区箕島
	6	よこ 横 え ひろ 博 通	岡山市南区浦安南町	46	あさ 浅 の 野 まさ 正 史	岡山市南区中畦	
第2区 定数 7名 玉野市 東七区 南七区 八浜町 大崎 東高崎 榑ヶ原 宇藤木	7	あんな どう 藤 せつ 節 お 男	玉野市南七区	47	た 田 なか 一 郎	岡山市南区中畦	
	8	おお 大 い 井 まさ 勝	玉野市榑ヶ原	48	はら 原 だ よし 良 雄	岡山市南区中畦	
	9	おお 大 の 野 ただし 正	玉野市宇藤木	49	ふじ 藤 い 井 まさ 正 人	岡山市南区中畦	
	10	お 小 がわ 川 たけし 武	玉野市東七区	50	み 三 やけ 宅 おき 修	岡山市南区中畦	
	11	こ 近 どう 藤 ふ 二 三 夫	玉野市八浜町大崎	51	よし 吉 原 さとし 慧	岡山市南区中畦	
	12	ほん 品 ぶ 治 たく 己	玉野市東高崎	第8区 定数 7名 岡山市南区 曾根 西畦	52	いし 石 もと 本 ひろ 廣 志	岡山市南区曾根
	13	み 三 やけ 宅 ひさし 尚	玉野市八浜町大崎		53	お 長 た だ ひで 英 人	岡山市南区曾根
第3区 定数 10名 岡山市南区 彦崎 川張 片岡 宗津 迫川 西高崎	14	おお 大 が 賀 ただ 忠 ひこ 彦	岡山市南区迫川		54	たか 高 はし 橋 じ 治 郎	岡山市南区曾根
	15	き 木 ぞ 曾 かつ 克 み 視	岡山市南区西高崎		55	た 田 なか 中 ひと 一 光	岡山市南区曾根
	16	きた 北 むら 村 きみ 公 しげ 茂	岡山市南区西高崎		56	は 萩 原 はら たく 巧	岡山市南区西畦
	17	こ 古 や の 野 やすし 靖	岡山市南区宗津		57	やま 山 もと 本 きよし 清	岡山市南区曾根
	18	さ 佐 とう 藤 ゆう 祐 一 郎	岡山市南区川張		58	わた 渡 わた 博 ひろ 博 重	岡山市南区曾根
	19	ふじ 藤 わら 原 やす 安 お 生	岡山市南区西高崎	第9区 定数 7名 岡山市南区藤田 旧藤田村大曲 旧藤田村都	59	こ 小 ばやし 敬 けい 次	岡山市南区藤田
	20	ふく 福 しま 島 けい 一 敬	岡山市南区迫川		60	なが 長 やす 保 はる 晴 お 男	岡山市南区藤田
	21	ふく 福 もり 森 のり 則 義	岡山市南区彦崎		61	あさ 浅 つえ 越 のり 徳 泰	岡山市南区藤田
	22	みつ 三 い 井 はじめ 一	岡山市南区西高崎		62	か 狩 やま 山 よし 良 明	岡山市南区藤田
	23	み 三 やけ 宅 みつ 貴	岡山市南区片岡		63	ふじ 藤 もと 本 てつ 哲	岡山市南区藤田
24	おお 大 お倉 れい 子	岡山市南区北七区	64		もり 森 かわ 川 しゅう 修 治	岡山市南区藤田	
25	かた 片 やま 山 けい 一 史	岡山市南区西七区	65		もり 守 や 屋 みみ 文 明	岡山市南区藤田	
第4区 定数 9名 岡山市南区 西七区 北七区	26	か 岸 もと 本 みつ 功 のり 功	岡山市南区西七区	第10区 定数 4名 岡山市南区藤田 旧藤田村錦	66	に 新 い 井 さとる 暁	岡山市南区藤田
	27	こ 小 ぼやし 林 つとむ 勉	岡山市南区西七区		67	まき 巻 お 尾 たか 隆 よし 義	岡山市南区藤田
	28	たか 高 はし 橋 みち 道 のり 範	岡山市南区西七区		68	もり 守 た 田 まさ 正 義	岡山市南区藤田
	29	と 十 がわ 河 ひろ 浩 ぶ 都	岡山市南区西七区		69	やま 山 もと 本 よし 義 昭	岡山市南区藤田
	30	ふじ 藤 わら 原 たけ 武 ひこ 彦	岡山市南区北七区	第11区 定数 11名 岡山市南区藤田 旧藤田村都六区 旧藤田村錦六区	70	お 小 がみ 上 ひろ 廣	岡山市南区藤田
	31	み 三 さわ 沢 まさ 正 美	岡山市南区北七区		71	かわ 川 もと 本 みの 稔	岡山市南区藤田
	32	むら 村 かみ 上 やす 安 お 男	玉野市八浜町八浜		72	し 清 みず 水 ふみ 文 ひこ 彦	岡山市南区藤田
	第5区 定数 4名 岡山市南区 植松 倉敷市 藤戸町 藤戸天城	33	おお 大 みず 水 つよし 強		岡山市南区植松	73	もり 森 はら 原 つよし 強
34		ふじ 藤 わら 原 ちかし 親	岡山市南区植松		74	や 矢 お 吹 よし 孝 治	岡山市南区藤田
35		こん 近 どう 藤 のり 豊	倉敷市藤戸町藤戸		75	さき 三 だ 田 なお 明 明	岡山市南区藤田
36		た 田 なか 中 しげ 茂 夫	倉敷市藤戸町天城		76	しま 島 だ 田 ひろ 博	岡山市南区藤田
第6区 定数 9名 岡山市南区 東畦 内尾	37	おお 大 つか 塚 ふく 福 お 男	岡山市南区東畦	77	たに 谷 くち 口 ひろ 博 一 一	岡山市南区藤田	
	38	しょう 正 ほ 保 おき 修	岡山市南区妹尾	78	なか 中 はら 原 かず 一 磨	岡山市南区藤田	
	39	せき 関 とう 藤 てる 晃 じ 司	岡山市南区東畦	79	まつ 松 村 つよし 剛	岡山市南区藤田	
	40	にし 西 たに 谷 たけ 武 よし 義	岡山市南区東畦	80	みね 峰 まつ 松 ひさし 恒	岡山市南区藤田	

児島湖会館老朽化に伴う新事務所建設用地の取得について

令和 2 年 10 月 9 日開催の臨時総代会で、新事務所建設に伴う建設用地（財産）取得の議案が賛成多数で可決されました。現在は、取得用地の測量中（分筆登記中）。

新事務所の建設について動きがありましたら改良区だよりにて随時お知らせいたします。

取得用地は下記のとおりです。

記

所在地：岡山市南区築港緑町二丁目 4 番 8 の一部

地 目：池沼

購入先：東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

DOWAホールディングス株式会社

面 積：670 坪（2,214.88㎡）

※下記に所在地の略図を示す



※ゴミの投棄をなくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、これらが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まりゴミの山となっており、本当に目を覆うばかりです。これ以外にも児島湖に直接流れ込む物もあります。

これらのゴミ処理に当土地改良区は、毎年多額の処理費を費やしており、その量は年々増加傾向にあります。さらに、タイヤや電化製品等の粗大ゴミも水路等に不法投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、川や水路をいつくしみゴミを絶対に投棄しないことを実践していくことが、大切です。きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。児島湾土地改良区からのお願いです。



児島湖から流れついたゴミ状況 締切堤防



妹尾川末端に流れついたゴミ状況

児島湾締切堤防について (有料道路としての利用)

前号では、締切堤防の昭和天皇・皇后両陛下のご視察、締切堤防完工式について掲載しました。今号では、締切堤防有料道路としての利用について掲載します。

～道路としての他目的利用～

児島湾の淡水湖化事業は農林省直轄で工事費については、国、県、受益農民で均等返済をすることが義務づけられていた。淡水化事業の一環として建設された児島湾締切堤防は農業利水目的の他に堤防上に車道をもうけ車両の通行ができるように工事がされており、他目的利用が可能となっていた。

～多額の負担金～

締切堤防の維持管理に要する経費は多額になることが予想され、また工事費についても数億円を関係農家が負担することになっていたので、農民の負担は大きいものであった。

～道路の有料化と市民との対立～

数億円にのぼる工事費などの負担は重く道路は一般通行者も使用することから関係農家だけが工事費等を負担するのは公平性に欠けるため、一般通行者にも負担を求めるべきと関係者から声が上がった。

この締切堤防有料化の訴えに対し、岡山市議会、小串、甲浦の市民は、締切堤防の無料開放を訴えた。一方、農業関係者は特定の農家の負担で一般通行者の便をはかることは筋が通らないと主張し双方が対立した。

責任者である農林省は、有料道路とするが歩行者と自転車は無料とし自動車を有料とすることによって双方が了承した。

さらに道路の運営については改良区のような農民団体があたるのは不相当と農林省が判断したため改良区とは別に会社（児島湖交通産業株式会社）を創立し、昭和36年10月18日に料金所等を設け有料道路事業を開始した。



有料道路の料金所

参考文献

- ①児島湖発達史 ②児島湾土地改良区保管写真

児島湖ふれあい環境フェアは中止

児島湖流域の環境保全について県民の意識と関心を深めるため、岡山県が「児島湖ふれあい環境フェア」を開催しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため開催は中止されました。

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第 43 条）

- ・ 相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・ 農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・ 氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

◆農地の異動・売買について

農地の異動・売買を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買を行うようご注意ください。（土地改良法第 42 条第 1 項）

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 4 2 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 2 年度の決済金等は下記のとおりです。

(令和 2 年度)

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	1 m ² 当たり 5.08 円	1 m ² 当たり 10 円	1 筆 当 たり 1,500 円
区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
都六区 (パイプライン)	1 m ² 当たり 18.98 円	都・大曲 (パイプライン)	1 m ² 当たり 28.77 円
		錦六区 (パイプライン)	1 m ² 当たり 32.53 円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び 200 m² 未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外(農地転用)手続きが必要です。

届出の用紙(農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書)は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL 086-262-0175)